

MR教育・試験管理システムの操作者及び MR学習ポータル管理者の運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人MR認定センター(以下「センター」という。)、企業及びMR導入教育実施機関(以下「実施機関」という。)が、MR認定要綱(以下「要綱」という。)及びMR認定要綱細則(以下「細則」という。)を適正に運用するために必要な個人情報を登録、利用及び保管するにあたり、MR教育・試験管理システム(以下「MRO」という。)の操作者及びMR学習ポータル管理者が遵守すべき事項を定め、個人情報の保護と適正な利用を目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「個人情報の共同利用に関する管理規程」で定めたものと同一とする。

(個人情報保護方針)

第3条 センターは、企業及び実施機関と個人情報保護に関する取り組みを次のように定める。

- (1)センターは、「個人情報の保護に関する指針」を定め、これを公表する
- (2)センターは、「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報の適切な取り扱いに関する基本方針を内外に知らしめる
- (3)センター、企業及び実施機関は、要綱及び細則を適正に運用するために必要な個人情報を共同で利用するにあたり、個人情報の保護と適正な利用を目的として「個人情報の共同利用に関する管理規程」を定め、これを遵守する
- (4)センター、企業及び実施機関は、個人情報の登録、利用及び保管を行うMROの操作者及びMR学習ポータル(以下「ポータル」という。)管理者が個人情報を適正に取り扱い、保護するためにこの規程を定め、遵守する

第2章 MRO の操作者の管理規準

(MRO の利用目的)

第4条 企業は、次の操作をMROにより行う。

- (1) MR及びMR予定者の新規登録、閲覧・検索、修正
- (2) 企業間移動者の登録解除・仮登録・登録切り替え
- (3) 導入教育、継続教育の計画の届け出、実施報告申請
- (4) 教育研修の過去情報のダウンロード
- (5) MR復帰プログラムの実施報告申請
- (6) MR学習ポータルの利用登録、利用登録解除
- (7) MR認定試験の受験申請
- (8) MR認定証の新規交付、再交付及び更新申請
- (9) 総括教育研修責任者、教育研修推進者及び実務者の登録及び変更
- (10) センターが発信する通知を受信希望する者の電子メールアドレスの登録及び変更
- (11) 企業の合併・分割処理作業
- (12) その他要綱及び細則の適正な運用に必要な事項

2 実施機関は、次の操作をMROにより行う。

- (1) MR予定者の新規登録、閲覧・検索、修正、登録解除・仮登録・登録切り替え
- (2) 導入教育の基礎教育の計画の届け出、実施報告申請、修正・削除
- (3) MR認定試験の受験申請
- (4) 教育研修管理責任者の登録及び変更
- (5) 実施機関の合併・分割処理作業
- (6) その他要綱及び細則の適正な運用に必要な事項

3 センターは、第1項及び第2項の申請に対する受付又は認定、並びに要綱及び細則の適正な運用を図る目的で、MROの操作を行う。

(MROの操作者の限定)

第5条 MROの操作者は次に定める者に限定し、ID及び初期パスワードを発行する。

- (1) センターにおけるMROの操作者は、試験事業部長及び教育研修部長、並びに試験事業部長及び教育研修部長が任命した個人情報取扱者とする
- (2) 企業におけるMROの操作者は、教育研修推進者及び実務者とする
- (3) 実施機関におけるMROの操作者は、教育研修管理責任者とする

(MROの操作における遵守事項)

第6条 MROを操作するにあたり、センター、企業及び実施機関は次の事項を遵守する。

- (1) MROの操作者が交代、変更になった場合は、パスワードを直ちに変更しなければならない
- (2) ID及びパスワードの譲渡、貸与等を禁止し、他人に開示してはならない
- (3) MROの操作から離席する際はログアウト等によって利用できない状態にしなければならない
- (4) MROに登録されている個人データは、この規程の第4条で定める目的以外に使用してはならない
- (5) MROに登録されている個人データをCD-ROMやUSBメモリー等へ出力する場合は、企業の責任により厳重に扱い、利用後は遅滞なく完全消却しなければならない。
- (6) MROに登録されている個人データを紙に印刷して出力する場合は、盗難、紛失を防ぐために施錠できる場所に保管し、利用後は遅滞なく原状復帰できないように裁断、焼却又は溶解処分しなければならない

2 センターは、第1項の各号に加えて次の事項を遵守する。

- (1) センターはMROを操作する場合は、定められた事務所内の所定のコンピューターを使用して行わなければならない

3 企業及び実施機関は、第1項の各号に加えて次の事項を遵守する。

- (1) 初期パスワードは直ちに変更し、企業及び実施機関の責任のもと、MROの操作者自身で管理しなければならない

第3章 MR学習ポータル管理者の管理規準

(ポータル管理者の利用目的)

第7条 企業におけるポータル管理者は、当該企業に所属するポータル利用者の個人情報に係る次の機能を利用できるものとする。

- (1) 基礎教育年次ドリルの進捗状況及び結果の確認
- (2) 更新時確認ドリルの進捗状況及び結果の確認
- (3) MR認定証の更新申請時の顔写真の確認
- (4) 他の企業のポータル管理者へ「MRO解除依頼通知」の送信

2 センターにおけるポータル管理者は、すべてのポータル利用者の個人情報に係る次の機能を利用できるものとする。

- (1) 基礎教育年次ドリルの進捗状況及び結果の確認
- (2) 更新時確認ドリルの進捗状況及び結果の確認
- (3) ポータル利用登録並びに企業のポータル管理者間で送受信された「MRO 解除依頼通知」の内容の閲覧

(ポータル管理者の限定)

第8条 ポータル管理者として登録できる者は次に定める者に限定し、ID 及び初期パスワードを発行する。

- (1) 企業におけるポータル管理者は、要綱第12条第1項で定める三役から2名とする。
- (2) センターにおけるポータル管理者は、企画部長並びに企画部長が任命した個人情報取扱者とする

(ポータル管理者の遵守事項)

第9条 ポータル管理者としてポータルを操作するにあたり、センター及び企業は次の事項を遵守する。

- (1) ポータル管理者として登録された際に付与される初期パスワードは、直ちに変更しなければならない
- (2) ID、パスワードの譲渡、貸与等を禁止し、他人に開示してはならない
- (3) ポータル管理者がポータルの操作から離籍する際はパソコン等の端末をログオフ等によって利用できない状態にしなければならない。
- (4) ポータル管理者が利用できる個人データは、この規程の第7条で定める目的以外に使用してはならない
- (5) ポータル管理者が利用できる個人データをCD-ROM やUSB メモリー等にコピーして出力する場合は、企業の責任により厳重に扱い、利用後は遅滞なく、完全消却しなければならない
- (6) ポータル管理者が利用できる個人データを紙に印刷して出力する場合は、盗難、紛失を防ぐために施錠できる場所に保管し、利用後は遅滞なく、原状復帰できないように裁断、焼却又は溶解処分しなければならない

2 センターは、第1項の各号に加えて次の事項を遵守する。

(1) センターは、ポータル管理者としてポータルを操作する場合は、定められた事務所内の所定のコンピューターを使用して行わなければならない

2 企業は、第1項の各号に加えて次の事項を遵守する。

(1) 企業におけるポータル管理者は、「MRO 解除依頼通知」を利用する場合、個人情報の保護並びに企業の機密情報の漏えい防止の観点から、登録解除して欲しい氏名以外の個人情報を記入してはならない。

(2) ポータル管理者を新規で登録する場合及び変更する場合は、所定の様式でセンターに申請し登録しなければならない

附 則

(規程の施行日)

この規程の施行日を令和3年8月1日とする。但し、2011年4月1日付センター発第2号で通知している、「公益財団法人MR認定センター個人情報の保護に関する指針および同規程」の改定として位置付ける。

(同意書の提出)

共同利用者である企業及び実施機関からセンターに同意書が提出されたことをもってこの規程は成立する

(規程の改定)

この規程は定期的に見直し改定する。改定時は企業及び実施機関に説明の上通知する。通知日より1か月間異議がなければ、同意されたものとして対処する。